

兵庫県公報

平成19年 3月 6日 火曜日 第 1855 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	1
○県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	6
○土地改良区の設立認可（同）	6
○土地改良区役員の退任の届出（同）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○県営土地改良事業の換地処分（同）	7
○市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○保安林の指定の予定通知（森林保全室）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○道路の区域の変更（同）	9
○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	9
○同 上（同）	10
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民局）	10
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○中都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	12
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	13
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	13
○二級建築士試験及び木造建築士試験実施公告（建築指導課）	13

財団法人阪神・淡路大震災復興基金公告

○被災者住宅購入支援事業補助及び被災者住宅再建支援事業補助の利子補給金に係る交付申請期限等について	15
○住宅債務償還特別対策の助成金に係る適格認定申請期限等について	16
○高齢者住宅再建支援事業補助の補助金に係る交付申請期限等について	16

告 示

兵庫県告示第 226 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 8 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
事業所長 毛利 充 邦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

変更前後の区分	変更前		変更後					
	第1工場排水処理施設	第2工場排水処理施設	通常	最大				
種類	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製+FRPライニング製						
型式	半地下式	地上設置型						
構造	27m×6.5m×5m×3槽	0.4m×0.4m×1.9m、8.1m×18m×4.5m、φ1.6m×6m						
主要寸法(単位メートル)	2,126㎡/日	250㎡/日						
能力	活性汚泥+凝集沈でん+急速ろ過+活性炭	自然沈降+接触酸化+活性炭						
汚水の処理方式	既設	同左						
工事着手予定年月日	既設	同左						
工事完成予定年月日	既設	同左						
使用開始予定年月日	既設	同左						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同左						
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左						
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水素イオン濃度(水素指数)	7~10	7~11	5.8~8.6	7	6.5	7	6.5
	生物化学的酸素要求量(単位mg/L)	1,070	1,120	20	540	640	40	50
	化学的酸素要求量(単位mg/L)	900	940	64	400	480	70	80
	浮遊物質(単位mg/L)	30	40	4	40	50	20	30
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(単位mg/L)	15	20	4	-	-	-	-
	窒素含有量(単位mg/L)	63	140	45	-	-	-	-
	りん含有量(単位mg/L)	16	31	13.9	-	-	-	-
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後及び処理後の汚水等の通常の量及び最大の量(単位㎡/日)	2,093	2,126	2,085	200	250	200	250

変		更		後	
第1工場排水処理施設		第2工場排水処理施設			
鉄筋コンクリート製					
半地下式					
27 m × 6.5 m × 5 m × 3 槽					
2,376 m ³ /日					
バイオアタック+活性炭汚泥+凝集沈でん+砂ろ過+活性炭					
許可後					
着手後2箇月					
完成後					
24時間連続					
なし					
処理前		処理後			
通常	最大	通常	最大		
7~10	7~11	6~8	5.8~8.6		
958	1,003	15	20		
794	829	57	60		
32	43	4	4		
15	20	4	4		
63	111	13.2	26		
16	25	2.3	12.5		
2,293	2,376	2,285	2,368		

廃止

(4) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分名	変更に前		変更に後		No. 3 雨水専用排水口	変更後	
	No. 1	No. 2	No. 1 (旧No. 2)	No. 2 (旧No. 3)		No. 1 (旧No. 2)	No. 2 (旧No. 3)
排水量 (単位 ㎡/日)	通常	793	3,740	4,538	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	852	3,807	4,659			
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	7~6.5	6~8	6~8	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	7~6.5	5.8~8.6	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	10	10	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	15	15	15			
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20	35	30	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	30	38	38			
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	5	3	3	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	10	3	3			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	-	3	2	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	-	3	3			
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	4.5	8.4	7.5	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	4.9	16	16			
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	1	1.5	1.2	雨水専用排水口	雨水専用排水口	No. 3 (旧No. 1)
	最大	2	4	4			

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月6日から同月27日まで
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及びたつの市生活福祉部環境課

兵庫県告示第 227 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。
 平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	稲尾新池地区	加東市稲尾	平成16. 9. 16	平成18. 12. 21	
一般農道整備事業	関宮西部2期	養父市別宮	平成15. 10. 6	平成18. 10. 31	農道工・舗装工
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業） 小規模	北中新池地区	丹波市柏原町北中	平成17. 9. 26	平成18. 12. 22	

兵庫県告示第 228 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
 この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
青木土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	青木地区	平成19年2月22日

兵庫県告示第 229 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。
 平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

田原東部土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	柳田敏郎	神埼郡福崎町東田原1761番地

兵庫県告示第 230 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年2月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
 この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に對してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	北浦谷奥池地区	平成19年3月6日から 同 月26日まで	福崎町役場

兵庫県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年2月14日県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）クリエイティブ・ハイランド北はりま地区比延第3工区の換地処分をした。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
たつの市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進事業）	龍子地区	平成19年3月6日から 同 月26日まで	たつの市役所

兵庫県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町上ノ字河原山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月6日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町島字賀島5番から 同郡同町島字佃21番7まで	旧	8.0から 15.0まで	405.0	
		新	14.0から 17.0まで	406.0	

兵庫県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月6日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 312号	姫路市香寺町広瀬字河原田471番1から	旧	6.0から	228.0	予定地
	同市香寺町広瀬字天神ノ前273番10まで		9.0まで		
	姫路市香寺町広瀬字河原田471番1から	新	15.0から	205.0	
	同市香寺町広瀬字天神ノ前280番1まで		33.0まで		
姫路市香寺町広瀬字河原田471番1から	新	7.0から	229.0		
同市香寺町広瀬字天神ノ前273番10まで		33.0まで			

兵庫県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月6日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦

覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野香寺線	姫路市香寺町広瀬字天満370番から 同市香寺町広瀬字天神ノ元455番4まで	旧	5.0から 27.0まで	441.0	予定地
		新	17.0から 38.0まで	416.0	
			10.0から 29.0まで	420.0	

兵庫県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月6日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 養父穴栗線	養父市大屋町糸原字向代34番1から 同市大屋町糸原字坂尻106番27まで	旧	5.0から 19.0まで	523.0	予定地
		新	5.0から 19.0まで 9.0から 25.0まで	523.0 614.0	

兵庫県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.563号 新在家高畑線
- 3 事業施行期間
変更前 平成14年11月26日から平成19年3月31日まで
変更後 平成14年11月26日から平成21年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

~~~~~

兵庫県告示第 239 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.565号 東加古川駅前線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成16年6月4日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成16年6月4日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第 240 号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月6日

河川管理者

中播磨県民局長 原田 彰

- 1 行うべき措置の内容
二級河川八家川水系八家川の河川区域内にある別表に掲げる船舶の除却
- 2 河川管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成19年3月13日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

所在場所	船名	船舶の種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色
姫路市八家1303番15地先	不明	ボート	約3.0	約1.2	白	白

~~~~~

兵庫県告示第 241 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名       | 地番                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----|-----|------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺外  | 豊岡市 |     | 但東町畑 | 下谷<br>家ノ奥 | 17番の一部<br>18番、19番、20番の一部、40番の一部、<br>41番の一部、42番の一部、542番、543番、<br>543番1、550番の一部、551番1、551番<br>2、552番から554番まで、542番から550<br>番に至る地先の道路敷の一部、542番地<br>先の水路敷、542番から550番に至る地先<br>の水路敷の一部、551番1から553番に至<br>る地先の水路敷 |
|     |     |     |      | 寺外        | 523番1、524番1、526番1、527番、<br>541番、559番1、559番2、541番地先の<br>道路敷、559番1から559番2に至る地先<br>の道路敷、527番から541番に至る地先の<br>水路敷の一部                                                                                          |
|     |     |     |      | 下ノ谷       | 554番1、577番の一部、578番の一部、<br>579番の一部、580番1の一部、578番か<br>ら580番1に至る地先の道路敷の一部                                                                                                                                   |

兵庫県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、中都市計画下水道事業（平成13年兵庫県告示第290号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
多可町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中都市計画下水道事業  
中町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和57年10月12日から平成19年3月31日まで  
変更後 昭和57年10月12日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年2月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ホップアシスト

イ 代表者の氏名 安川 好彦

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南初島町8番26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、ホームレス、障害者に対して、地域住民、企業及び行政との連携により、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、社会的に弱い立場にある人々が平等かつ健康で文化的な生活を送れる社会の実現、及び崩壊・喪失しつつあるコミュニティの再形成に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年2月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アスタリスク神戸

イ 代表者の氏名 田中 大祐

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区舞子台2丁目9番地10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子育て世代を中心とする全ての地域住民に対して、健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりに関する事業を行い、誰もが共に生き、共に支え合いながら、自分らしくより健やかで心豊かに生きることができる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年2月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人クローバー

イ 代表者の氏名 高野 雅彰

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大蔵谷字清水 638-153 大蔵谷ハイツ 201号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、非婚・晩婚化・少子化問題の講演会開催・情報提供、子育て・就労の相談及び未婚者の交流会開催に関する事業を行い、誰もが安心して家族を持つことができる明るい社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年2月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

イ 代表者の氏名 清水 巖

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階

エ 定款に記載された目的

この法人は、他の消費者団体・関係諸機関と連携を図りつつ消費者の権利確立のために、それら団体等とのネットワーク事業、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行い、人権擁護と消費者の保護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年2月20日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人六甲山と市民のネットワーク

イ 代表者の氏名 渡邊 泰堂

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区六甲山町西谷山1878-83

エ 定款に記載された目的

本会は、大都市圏に隣接する六甲山系の豊かな自然環境と生活施設を多くの人たちが享受できるための事業を行う。もって、六甲山系の環境保全および自然と密着した生活文化の実現に寄与することを目的とする。

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限        | 免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名        | 交付県民局  | 紛失年月日       |
|----|-------|-------------|---------------------------------|--------|-------------|
| 農業 | A5634 | 平成19年12月31日 | 姫路市夢前町前之庄1664番地の34<br>有限会社 村田牧場 | 中播磨県民局 | 平成18年12月30日 |

二級建築士試験及び木造建築士試験実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団

法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成19年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 試験日時

### (1) 二級建築士試験

学科の試験 平成19年7月1日（日）  
10：00～13：00（3時間）学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（法規）  
14：10～17：10（3時間）学科Ⅲ（構造）及び学科Ⅳ（施工）  
設計製図の試験 平成19年9月16日（日）  
11：30～16：00（4時間30分）

### (2) 木造建築士試験

学科の試験 平成19年7月22日（日）  
10：00～13：00（3時間）学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（法規）  
14：10～17：10（3時間）学科Ⅲ（構造）及び学科Ⅳ（施工）  
設計製図の試験 平成19年10月14日（日）  
11：30～16：00（4時間30分）

## 2 試験場所

### (1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学  
設計製図の試験 同 上 同 上

### (2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学  
設計製図の試験 同 上 同 上

## 3 受験資格

二級建築士試験受験者にあつては平成19年6月30日現在において、木造建築士試験受験者にあつては平成19年7月21日現在において、建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

## 4 受験申込手続

### (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

#### ア 受験申込受付期間

平成19年4月1日（日）午前10時から同年4月6日（金）午後4時まで

#### イ 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaenic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

### (2) 受付場所における受験申込み

#### ア 受験申込書の配布

平成19年4月9日（月）から同月13日（金）までの間、社団法人兵庫県建築士会本部及び各支部において、午前9時30分から午後4時30分まで（平成19年4月13日（金）については、午前9時30分から午後3時まで）配布する。

#### イ 受付場所及び受付期間

(ア) 兵庫県私学会館 神戸市中央区北長狭通4-3-13

平成19年4月9日（月）から同月13日（金）まで

(イ) じばさんびる 姫路市南駅前町123

平成19年4月9日（月）及び同月10日（火）

両会場とも、受け付けは、午前10時から午後4時まで

#### ウ 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成17年又は平成18年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行うこと。

#### エ 受験申込方法

原則として本人が持参することとし、郵送による受け付けは行わない（証明書類の確認をするため）。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（直接持参できない旨を証明するもの）又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

オ 手数料

所定の額をセンター指定の払込用紙により、郵便局に払い込み、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄にはり付けること。ただし、受験申込受け付け後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成19年12月6日（木）ごろ、合格者の受験番号を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。ただし、学科の試験については、二級建築士試験は平成19年8月28日（火）、木造建築士試験は同年9月11日（火）ごろ。

また、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、平成19年6月13日（水）ごろから兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局県土整備部建築士法担当課及び社団法人兵庫県建築士会等において掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

7 受験についての問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課管理係

電話（078）341-7711 内線 4715

社団法人兵庫県建築士会

電話（078）327-0885

### 財団法人阪神・淡路大震災復興基金公告

#### 被災者住宅購入支援事業補助及び被災者住宅再建支援事業補助の利子補給金に係る交付申請期限等について

財団法人阪神・淡路大震災復興基金の定める住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等利子補給金交付要綱（平成7年6月23日施行）第3及び住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等利子補給金の地域指定に関する要領（平成19年1月18日施行）に規定する、被災者住宅購入支援事業補助及び被災者住宅再建支援事業補助に係る「交付申請期限」、「別に定める地域」等は、次のとおりである。

平成19年3月6日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 井戸敏三

1 交付申請期限

平成19年3月31日（建築制限の行われている地域のうち2において別に定める地域で被災を受け、建築制限解除後6月以内に融資の申込みのあったものにあつては、平成22年3月31日）

2 別に定める地域

- (1) 神戸市 六甲道駅北地区
- (2) 神戸市 新長田駅北地区
- (3) 神戸市 鷹取東第二地区
- (4) 西宮市 西宮北口駅北東地区
- (5) 尼崎市 築地地区
- (6) 淡路市 富島地区
- (7) 神戸市 新長田駅南第1地区
- (8) 神戸市 新長田駅南第2-B地区
- (9) 神戸市 新長田駅南第2-C地区
- (10) 神戸市 新長田駅南第3地区
- (11) 神戸市 新長田駅南第3地区（大橋3）
- (12) 神戸市 新長田駅南第3地区（大橋4）

## 3 問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅計画課

電話 (078) 362-3611

## 住宅債務償還特別対策の助成金に係る適格認定申請期限等について

財団法人阪神・淡路大震災復興基金の定める住宅債務償還特別対策助成事業制度要綱（平成7年11月28日施行）第2第2号及び住宅債務償還特別対策助成事業制度の地域指定に関する要領（平成19年1月18日施行）に規定する「適格認定申請期限」、「別に定める地域」等は、次のとおりである。

平成19年3月6日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 井戸敏三

## 1 適格認定申請期限

平成19年3月31日（建築制限の行われている地域のうち2において別に定める地域で被災を受け、建築制限解除後6月以内に融資の申込みのあったものにあつては、平成22年3月31日）

## 2 別に定める地域

- (1) 神戸市 六甲道駅北地区
- (2) 神戸市 新長田駅北地区
- (3) 神戸市 鷹取東第二地区
- (4) 西宮市 西宮北口駅北東地区
- (5) 尼崎市 築地地区
- (6) 淡路市 富島地区
- (7) 神戸市 新長田駅南第1地区
- (8) 神戸市 新長田駅南第2-B地区
- (9) 神戸市 新長田駅南第2-C地区
- (10) 神戸市 新長田駅南第3地区
- (11) 神戸市 新長田駅南第3地区（大橋3）
- (12) 神戸市 新長田駅南第3地区（大橋4）

## 3 問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅計画課

電話 (078) 362-3611

## 高齢者住宅再建支援事業補助の補助金に係る交付申請期限等について

財団法人阪神・淡路大震災復興基金の定める高齢者住宅再建支援事業補助金交付要綱（平成10年2月1日施行）第11第2項及び高齢者住宅再建支援事業補助金の地域指定に関する要領（平成19年1月18日施行）に規定する「交付申請期限」、「別に定める地域」等は、次のとおりである。

平成19年3月6日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 井戸敏三

## 1 交付申請期限

平成19年3月31日（建築制限の行われている地域のうち2において別に定める地域で被災を受け、建築制限解除後6月以内に工事請負契約又は売買契約を締結したのものについては、平成22年3月31日）

## 2 別に定める地域

- (1) 神戸市 六甲道駅北地区
- (2) 神戸市 新長田駅北地区
- (3) 神戸市 鷹取東第二地区
- (4) 西宮市 西宮北口駅北東地区
- (5) 尼崎市 築地地区
- (6) 淡路市 富島地区
- (7) 神戸市 新長田駅南第1地区
- (8) 神戸市 新長田駅南第2-B地区
- (9) 神戸市 新長田駅南第2-C地区



- (10) 神戸市 新長田駅南第3地区
- (11) 神戸市 新長田駅南第3地区(大橋3)
- (12) 神戸市 新長田駅南第3地区(大橋4)

3 問い合わせ先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅計画課

電話 (078) 362-3611